

## 『日本再興戦略』改訂 2014』で掲げた主な改革項目

※ 『日本再興戦略』改訂 2014』から抜粋

## 1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す

## ○ 「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

コーポレートガバナンスは、企業が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みである。コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を諸原則の形で取りまとめることは、持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すことを通じ、企業、投資家、ひいては経済全体にも寄与するものと考えられる。

こうした観点から、上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。コードの策定に当たっては、東京証券取引所のコーポレートガバナンスに関する既存のルール・ガイダンス等や「OECD コーポレートガバナンス原則」を踏まえ、我が国企業の実情等にも沿い、国際的にも評価が得られるものとする。このため、東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとする。

## ○ 産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進

企業の経営改善や事業再生を促進する観点から、金融機関が企業の財務面だけでなく、企業の持続可能性を含む事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組が十分なされるよう、金融機関自らが今後の企業の本業支援や産業の再生支援等に必要な機能や態勢及び経営体力の一層の強化を図るよう努めるとともに、当局は監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図る。

## ○ 公的・準公的資金の運用等の見直し

GPIFをはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、引き続き、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

GPIFの基本ポートフォリオについては、本年6月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し－平成 26 年財政検証結果－」を踏まえ、デフレか

らの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施するとともに、GPIFは、受入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を速やかに実施する（※）。

また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずはフォワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制の整備や、報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

※運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである。こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる。

#### ○ 政府調達での参入の促進等支援環境の整備

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を見直し、創業間もない企業（中小ベンチャー企業）の政府調達への参入促進、ベンチャー企業等に対する公的機関の研究資金に関する配分目標の設定、求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化などの支援策の検討等に取り組む。

#### ○ サービス産業の生産性向上

日本のGDP全体の約70%を占めるサービス産業の生産性を向上させるため、ビッグデータを活用したマーケティングをはじめとした革新的な経営を促進していくことが重要である。このため、以下の施策を講ずる。

- ・「サービス産業生産性協議会」（SPRING）における高付加価値型のサービス事業モデルに関するベストプラクティスの分析と「日本サービス大賞」（仮称）の創設（2015年度から実施）による普及
- ・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
- ・ビジネス支援サービスの質の認証制度を来年度中に創設。
- ・中小サービス事業者の生産性向上に向けて、具体的手法と段取り等をガイドラインとして策定

### ○ 法人税改革

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

### ○ 「クロスアポイントメント制度」等を活用した知の融合

産学官の人材・技術の流動性を高め、研究開発法人が大学の技術シーズを円滑に橋渡しするため、大学と研究開発法人等との間でのクロスアポイントメント制度（大学等と他の機関のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度）の積極的な導入・活用を進める。このため、年俸制の導入促進、医療保険・年金や退職金等の扱い、営業秘密や知的財産の管理に係る環境整備を今年度中に行う。

### ○ 大学改革の着実な実施と更なる改革の実現に向けた取組

「国立大学改革プラン」に掲げられた目標達成に向けた取組を着実に進めつつ、本年中に、第3期中期目標期間（2016年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けた検討を開始し、2015年年央までに一定の結論を得る。その際、産業界及び地域等のニーズを踏まえつつ、世界最高水準の教育研究の展開拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等の機能強化に向け、新たな指標に基づき重点的・戦略的配分を行うルールを具体化する。あわせて、年俸制・混合給与の導入等の人事給与システム改革を推進する。また、国立大学法人法施行後10年を過ぎた今、本年6月に成立した学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律附則第2項を踏まえ、当該法の施行状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

「国立大学改革プラン」を進める中で、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。このため、第3期中期目標期間が開始する2016年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進するとともに、大学による大胆な発想に基づく取組を後押しするための新たな仕組みを検討する。

あわせて、大学が地（知）の拠点となり、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組むほか、例えば、経営者等の実務に精通した人材の登用・連携等を進めながら大学等と産業界の双方のコミットメントによるプロフェッショナルプログラムの開発・実施等の推進、中小企業を含めた企業等へのインターンシップの普及・定着を図る。

#### ○ 職務発明制度・営業秘密保護の強化

企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するような職務発明制度の改善（例えば法人帰属化など）に関し、関連法案の早期の国会提出を目指すとともに、官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び年内の営業秘密管理指針の改訂を目指す。

#### ○ パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備

ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

#### ○ マイナンバー制度の積極的活用等

2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速する。

マイナンバー制度に合わせて導入される個人番号カードについて、公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民への普及に向けた取組について検討を進め、個人番号カードの交付が開始される2016年1月までに方向性を明らかにする。

また、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。

### ○対内直接投資残高倍増の推進体制強化

2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増するという意欲的な目標を達成するためには、外国企業のニーズを踏まえた我が国の投資環境の改善に必要な体制構築を含む政府の推進体制の整備が不可欠であり、「対日直接投資推進会議」を司令塔として、投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む。

在外公館・JETROが連携して、外国企業経営者への働きかけや広報・情報発信など海外現地における誘致案件創出活動を強化するとともに、個別案件の推進では、関係府省庁と連携したJETROのワンストップ支援機能の強化や、我が国中堅・中小企業と外国企業との投資提携機会の創出等に取り組む。また、JETROと連携しつつ外国企業の誘致に積極的な地方自治体の取組を全面的に支援する。さらに、総理・閣僚によるトップセールスを先進的な地方自治体とも連携しつつ、戦略的に実施する（年10件以上）。

「対日直接投資推進会議」では、進捗管理を通じてこれらの発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見を直接吸い上げ、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等と連携し、投資環境の改善に資する規制制度改革や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現を図っていく。あわせて、対内直接投資促進のための情報基盤整備として、我が国の法令外国語訳を促進する。

## 2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革～

### ○女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築

「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。

具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討する。さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。これらについて今年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す。

### ○保育士確保対策の着実な実施

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、年内を目途に、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定する。あわせて、今年度末の「待機児童解消加速化プラン」の進捗状況を踏まえて必要な見直しを行う。

### ○ 働き過ぎ防止のための取組強化

「世界トップレベルの雇用環境の実現」の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む。このため、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。また、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。さらに、我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

### ○ 時間ではなく成果で評価される制度への改革

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収 1000 万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

### ○ 裁量労働制の新たな枠組みの構築

企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、生産性向上と仕事と生活の調和、健康確保の視点に立って、対象範囲や手続きを見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

その際、現行の裁量労働制が十分に普及せず、労働者が結果的に自律的に働くことができていないという指摘を踏まえ、裁量労働制の本来の趣旨に沿って、労働者が真に裁量を持って働くことができるよう、見直しを行う。

### ○ フレックスタイム制の見直し

子育てや介護等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえ、柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組みなど、フレックスタイムの見直しについて、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

○ 「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析

労働紛争解決手段として活用されている「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理については、本年度中に、労働者の雇用上の属性、賃金水準、企業規模などの各要素と解決金額との関係を可能な限り明らかにする。分析結果を踏まえ、活用可能なツールを1年以内に整備する。

○ 透明で客観的な労働紛争解決システムの構築

主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、今年度中に「あっせん」等事例の分析とともに諸外国の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、2015年中に幅広く検討を進める。

人材と技術は我が国に残された最大の宝である。今後、「世界でトップレベルの雇用環境」を実現していくためには、教育改革と労働分野の改革を連動させ、キャリア教育及びプロフェッショナル教育を強化することで、海外との競争にも打ち勝てる人材を大量に輩出するシステムの構築が必要である。また、新しい技術やアイデアを眠らせることなく実用化するためには、学生から企業人にいたるまで創業を志す人が誰でもチャレンジできるような環境を構築する必要がある。

○ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進

就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。

- ・キャリア教育の充実等により、学校段階での職業意識の醸成を促進する。
- ・求人条件や若者の採用・定着状況等の情報が適切に表示されるようにする。
- ・「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。
- ・若者による地域活性化に資する、創業やU I J ターン等を支援する。
- ・企業による雇用管理改善の取組を促進する。
- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。
- ・「わかものハローワーク」、「地域若者サポートステーション」等の地方や民間との連携の在り方を含む総合的な見直しにより、フリーター・ニートの就労支援を充実させるとともに、正規雇用化等を進める。
- ・職業教育・職業訓練機会の充実等により、キャリアアップを促進する。

## ○ 外国人技能実習制度の抜本的な見直し

国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

### ・ 外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化

技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出し国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。

### ・ 対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

### ・ 実習期間の延長（3年→5年）

技能実習制度では、実習生に対し、最大3年間の滞在を認めているが、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認めることとし、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

### ・ 受入れ枠の拡大

団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

○ 製造業における海外子会社等従業員の内国受入れ

我が国製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況において、国内拠点をマザー工場として海外拠点と役割分担する生産活動の実現及びこれを前提とした研究開発や設備投資を可能にするための制度を整備することを検討する。

このため、当該企業及び子会社等が、同等の技能を有する日本人と同等の賃金を支払う場合に、新製品開発等特定の専門技術を修得する必要性に応じ、当該企業グループ内で短期間転勤の上、技術等の修得をすることにつき、事業所管大臣の関与の下、外国人従業員の我が国への受入れを柔軟に認めることとし、年度内に具体的な制度設計を行う。

○ 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

○ 中長期的な検討等

中長期的な外国人材の受入れの在り方については、移民政策と誤解されないように配慮し、かつ国民的なコンセンサスを形成しつつ、総合的な検討を進めていく。

なお、外国人材の活用を進めるに当たっては、基本的な価値観を共有する国々との連携を強化するという観点も踏まえつつ、取組を進める。

3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

○ 米の生産調整の見直し

米の生産調整の見直しについては、農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を進め、2018年産米からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組む。このため、米の市場価格を含めきめ細かい米の需給・価格情報等を提供するなど需要動向を踏まえた農業経営が可能となる環境整備を進める。

○ 農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の一体的改革

下記の事項等の改革を「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って実施する。

ア) 農業委員会等の見直し

農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

このため、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。

その際、事前に地域による推薦・公募等を行えることとするほか、農業委員の過半は認定農業者とする。

さらに、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

#### イ) 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件について、6次産業化等を図り経営を発展させようとする法人を支援する観点から見直す。①役員要件について、役員等のうち1人以上が農作業に従事しなければならないものとする。②構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

また、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

#### ウ) 農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、創意工夫を発揮して、農業の成長産業化に全力を挙げることができるように、今後、5年間を農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促すとともに、自己改革が円滑に進むよう次期通常国会に関連法案を提出することを目指す。

中央会制度は、自律的な新たな制度へ移行するとともに、全農・経済連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする。

また、単協に関し、積極的な経済活動により利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てる旨を明確化するとともに、金融（信用・共済）事業に関するリスクや事務負担を軽減する事業方式を推進する。また、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

さらに、単協・連合会組織の分割や株式会社、生協等への転換ができるようにする。

○ 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人になることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成 25 年 12 月 26 日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

さらに、大学附属病院が担っている教育、研究、臨床機能を維持向上するための措置を講ずることを前提に、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）を活用した他の病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、大学附属病院の教育・研究・臨床機能を確保するための措置の具体的内容、別法人化に向けた必要な制度設計について、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の検討内容等を踏まえつつ検討を進め、年度内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年度中に講ずることを目指す。

あわせて、自治体や独立行政法人等が設置する公的病院が非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）に参画することができるよう、必要な制度措置等について検討する。

○ 個人に対するインセンティブ

医療保険各法における保険者の保健事業として、ICT を活用した健康づくりモデルの大規模実証成果も踏まえつつ、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を保険者が選択して行うことができる旨を明示し、その普及を図る。あわせて、個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入についても、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。

○ 新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、安全性・有効性を確認しつつ、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用等を迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。同時に、保険収載に向け、実施計画の作成・報告等を求めるものとする。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

○ 電力システム改革の断行

第一段階の改革については、2015年目途の広域的運営推進機関設立を目指して引き続き準備を進める。

第二段階の改革については、電気の小売業への参入の全面自由化のための環境整備を進める。

第三段階の改革（法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保）については、次期通常国会への法案提出を目指し、準備を進める。

○ ガスシステム及び熱供給システム改革の推進

都市ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向けた検討を進めて早期に検討を取りまとめ、速やかに実行に移していく。また、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。また、自治体も含めた地域の雇用創出の観点からも、未利用熱エネルギー等の熱エネルギーの有効利用に取り組む。

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○ ふるさと名物応援

中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光（自然、文化、産業遺産等）や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。政府調達での参入の促進等支援環境の整備

日本再興戦略に掲げた「2013年に訪日外国人旅行者1,000万人」の目標を達成したことを受け、また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催という絶好の機会を捉え、2020年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人の高みを目指すこととし、これをKPIに加える。

そのため、本年6月に観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」に基づき、以下のような施策に取り組む。

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えた観光振興
- ・インバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組
- ・ビザ発給要件の緩和など訪日旅行の容易化
- ・世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ・外国人旅行者の受入環境整備
- ・国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

#### ○ 事業環境整備等

- ・運営権者への公務員の派遣等について、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せて法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置を講ずる。
- ・公共施設等運営権方式を活用する場合の会計上の処理方法において、更新投資の償却や税金などの費用処理について実務的な観点から整理を行う。
- ・地方公共団体の事業実施に向けて、公共施設等運営権制度における指定管理者制度や地方公営企業法上の取扱い等について、通知の発出やガイドライン・手引き等の改訂等を行う。
- ・水道分野において、既存の事業とイコルフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する。
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（平成26年5月19日構造改革特別区域推進本部決定）に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。

### 5. 改革への集中的取組

#### ○ 国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区は、2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものである。残された期間内にこれを実現するためには、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急に取りまとめるとともに、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を加速化し、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していくことが必要である。

##### a) 迅速な事業の具体化・実施

国家戦略特区における取組の成果を迅速に発現させるためには、各特区において、

一刻も早く、規制改革を伴う特定事業等を実行に移すことが必要である。そのためには、各特区の区域会議において、国・自治体・民間の協力・合意の下、特定事業や規制の特例措置を具体的に定めた区域計画について早急に作成した上で、内閣総理大臣の迅速な認定を受ける必要がある。

このため、「関西圏」、「福岡市」に続き、その他の区域についても速やかに区域会議を立ち上げ、その運営を円滑に行うことにより、すべての区域に係る計画作成に早急に着手する。また、認定手続についても迅速に行うことにより、早いものは今秋にも特定事業を開始することを目指す。

#### b) 更なる規制改革事項等の実現

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」における規制改革事項について、6区域全体として全ての措置を活用すること等により、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野における規制改革を強力かつ着実に実現していく。

また、これまでの積み残しを含め、地方自治体や民間の提案も踏まえ、以下の規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

さらに、これらに関しては、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わせる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革の提案についても、必要に応じ、総合特区・構造改革特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年に2回は提案募集を実施する」としていることに基づき、本年についても夏の間に全国の自治体や民間からの提案募集を行う。

#### ○ 2020年に向けた改革の加速

昨年、日本再興戦略が策定された後に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催が決定し、「2020年」という新たな改革のモメンタムが設定された。これを好機と捉え、東京に限らず日本全体の活性化を目標に、2020年に向けて改革を加速し、本格的成長軌道への回復を実現していくことが重要である。

前回の東京オリンピック（1964年）では、各種公共インフラの整備等が急速に進み東京を中心として街が大きく改造され、「オリンピック景気」と呼ばれる好景気をもたらされるとともに、戦後の日本が国際社会へ復帰したことを国内外に強烈に示すこととなった。

今回は、少子高齢化や環境問題、都市と地方の格差問題など世界が共通に抱える課

題が山積する中で、逆に日本が課題先進国として諸外国に先立ち範を示していくことが期待されている。

いずれも一朝一夕では片付かない構造的課題であるからこそ、一時的な好景気を目指とするのではなく、多様な文化を受け入れて国際社会に溶け込むとともに、経済社会構造の抜本的な改革に取り組むことが求められる。